平成２６年（フ）第３号
福島県伊達市保原町字元町21番地３
債務者　大澤　清子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　靖裕
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
福島市旭町９番７号　サンライズパンション２Ｊ号室
債務者　泉　　眞人
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　　大
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目９番15号　ライズ269―503号、申立時の住所鹿児島県鹿屋市笠之原町２番32―２号ダイヤモンドマンション100号
債務者　田中るみ子（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成26年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏前　有代
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
鹿児島県鹿屋市共栄町14番42号　サンライズ中央公園101号
債務者　増田　　修
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　破産債権の届出期間　平成26年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
青森市大字筒井字八ツ橋31番地300
債務者　熊谷　俊造
1　決定年月日時　平成26年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　玲
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
青森市大字筒井字八ツ橋31番地300
債務者　熊谷　　浩
1　決定年月日時　平成26年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　玲
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月31日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８４号
青森市大字筒井字八ツ橋31番地300
債務者　熊谷　みつ
1　決定年月日時　平成26年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　玲
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月31日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
北海道苫前郡羽幌町南町16番地の51
債務者　宮越　方隆
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１９号
北海道苫前郡羽幌町南町16番地の51
債務者　宮越　榮子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１１号
大阪府藤井寺市国府１丁目７番11号Ｂ棟407号、前住所大阪府藤井寺市国府１丁目７番11号Ａ棟105号
債務者　桜井整骨院こと　櫻井　伸一
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　良輔
4　破産債権の届出期間　平成26年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月31日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５号
千葉県香取市大戸川419番地４
債務者　伊能　紳雄
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　秀彦
4　破産債権の届出期間　平成26年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月31日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第２８号
北海道苫小牧市末広町２丁目４番13号
債務者　浅野目幸広
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田美由紀
4　破産債権の届出期間　平成26年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３２号
北海道苫小牧市春日町１丁目13番７号
債務者　樋山　幸司
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　破産債権の届出期間　平成26年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２０号
岡山県真庭市目木1975番地１雇用促進住宅１―202号
債務者　石川　勇生
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　照正
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月１日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岡山地方裁判所津山支部